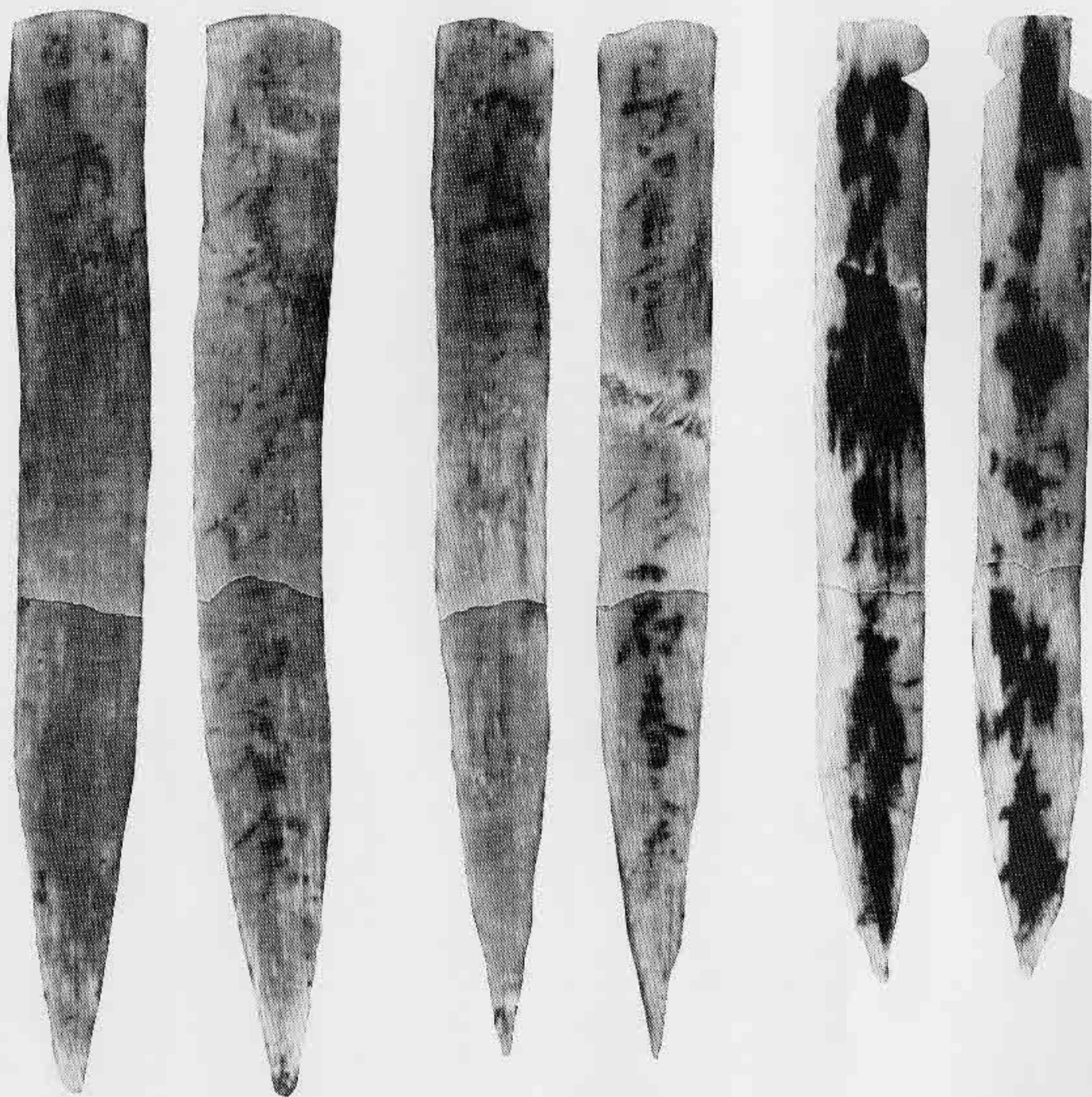


一九八八年五月

平城宮発掘調査出土木簡概報(三)

奈良国立文化財研究所



第186次調査出土木簡

(約 $\frac{7}{10}$ 、赤外線カメラによるテレビ画像より撮影)



第186次調査出土木簡（約 $\frac{3}{5}$ ）

この概報には、さきに公刊した『平城宮発掘調査出土木簡概報十九』(一九八七年六月)以後、平城宮跡および平城京跡から出土した木簡のうち主要なものを収録する。

以下、木簡の各地点ごとの出土状況を述べ、釈文をかかげる。

一、木簡出土の地点と状況

第一五七次補足調査(6ABL区) 一九八七年七月

この調査は一九八四年に実施した第一五七次調査に関連するもので、平城宮の第一次朝堂院と第二次朝堂院の間を南流する基幹排水路SD三七一五が、南面大垣と交差する場所を対象として行った。この排水路がどういう構造で大垣の下を抜けるか、が発掘にあたっての課題であった。

調査の結果、この部分には暗渠などの施設は存在せず、SD三七一五は開渠のまま南へ流れていることが明らかとなった。木簡はSD三七一五から三六点(うち削屑二三点)が出土した。本調査地の東北に近接する第一七五次調査もあわせて行われ、その区域が兵部省である可能性の高いことが指摘されるが、今回のSD三七一五出土遺物にも兵部

省から流入したものが含まれていることが考えられる。

第二七八・一八四・一八六次調査(6AFI区)

一九八六年九月～一九八八年三月

デパートの建設に先立つ調査で、平城京左京三条二坊の一・二・七・八坪の約四万 m^2 を対象として、これを数次に分けて調査を行っており、現在も継続中である。今回報告するのは、その前半の第一七八・一八四・一八六次の調査についてである。調査面積は合計約一三七〇〇 m^2 になる。

確認した遺構は、掘立柱建物一一七棟以上、掘立柱塀四〇条以上、井戸二四基、溝三五条以上など、多数にのぼる。これらは遺構の重複と配置から、大きくA～Dの四時期に区分できる。

A期は、奈良時代初期から前半期にかけての時期で、一・二・七・八坪の四坪を一体として利用している宅地であった。正殿は四つの坪の中央やや南寄りにあるSB二一〇で桁行七間、梁行五間の南北庇の付く掘立柱建物であり、平城京内で発掘された例の中で最も大規模である。これを取り囲むようにいくつかの建物が配置され、その外側を掘立柱塀で囲っている。

B期は奈良時代中期にあたり、各坪の間に坪境小路が作られ、一坪以下の宅地に細分される。

C期になると坪境小路が埋められ、再び四坪規模の広大な敷地となる。年代は奈良時代後半にあたる。この時期は区画の塀がみられないのと、SBO三五などの両底の建物が多いことが特徴である。中心建物は調査区の西南方にあつたのではないかと推定している。

D期は奈良時代末から平安時代初期にあたる。再び坪境小路をつくり、一坪以下の敷地となる。坪内には小規模な建物が散在する。

木簡が出土した遺構とその点数は次の通りである。

南北溝SDO〇一から一一一点（うち削屑八点）、蛇行溝SDO一一から一点、掘立柱建物SBO三五から一点（以上第一七八次）、井戸SE一一六から一点、井戸SE一一七から一一一点（削屑九点）、掘立柱建物SB一四三から二点（削屑二点）、井戸SE一六三から一点（削屑一点）（以上第一八四次）、井戸SE一八〇から二二八点（削屑一〇八点）、井戸SE二一一から一点（以上第一八六次）、合計三五七点（削屑一二八点）である。

SDO〇一は奈良時代を通じて機能していた南北溝で、

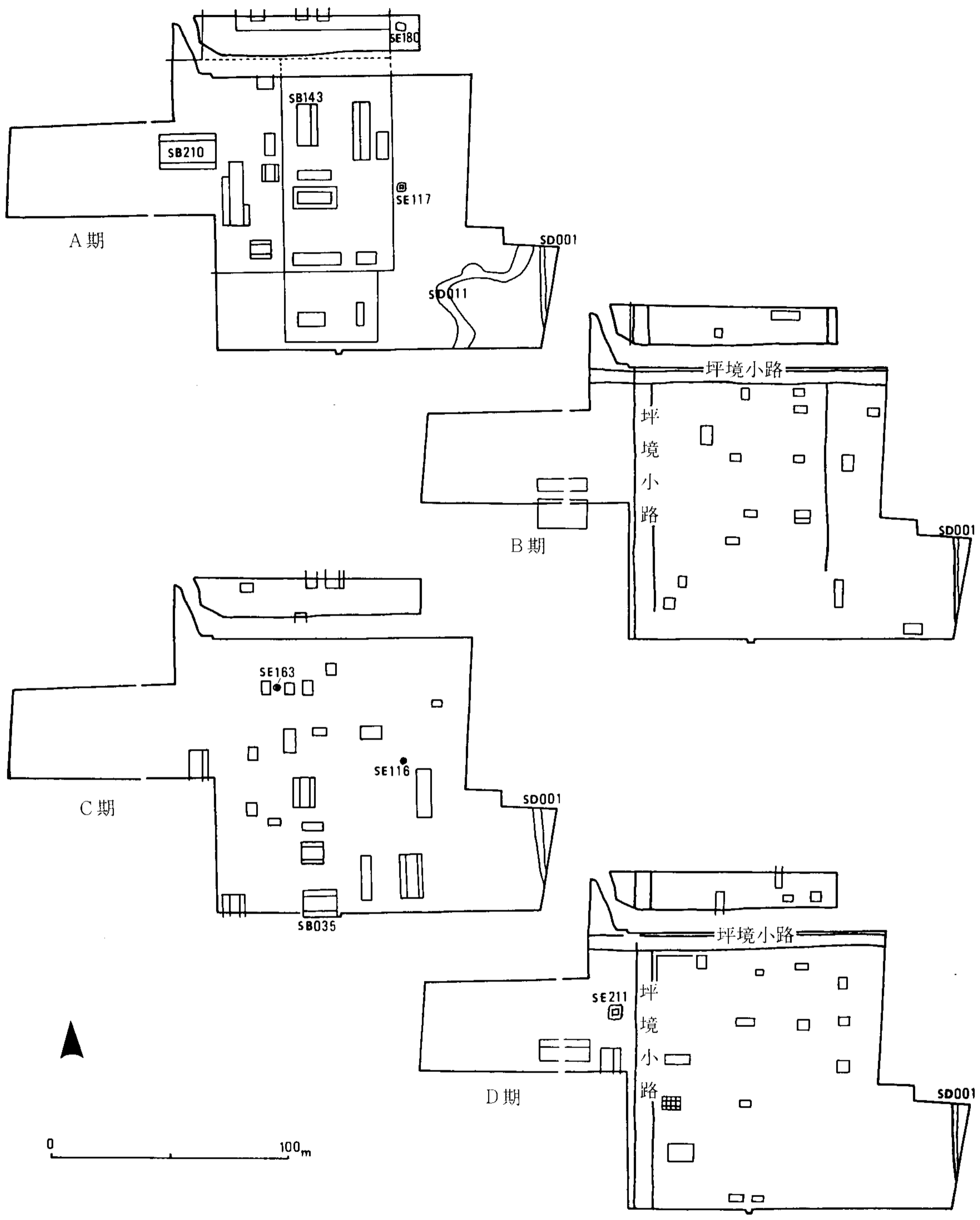
東二坊坊間路の西側溝にあたる。溝幅三m、深さ一・二mで、堆積土は三層に分けられる。木簡はすべて下層から出土した。

SDO一一は古墳時代より存続していた菰川水系の流路を奈良時代初期に幅を狭くして造成し、中期に廃絶した溝である。溝幅三・七m、深さ〇・四五mをはかり、その堆積土の最下層から木簡一点が出土した。

SBO三五は南北に底を持つ五間×四間の東西棟掘立柱建物で、この東南隅の柱抜取穴から木簡一点が出土した。SBO三五はC期に属する。

SE一一六・一一七は調査区中央東寄りで検出した井戸である。SE一一六は奈良時代末に廃絶した縦板組み横棧どめの方形井戸で、その埋土から木簡が出土した。SE一一七はA期に属し、内法一辺一一〇cmの横板を井げたに組んだ方形井戸で、この埋土および抜取穴から木簡が出土した。同じ抜取穴からは猿などを描いた土師器の皿も見つかっている。

SB一四三は正殿の東の区画にある、東に底を持つ六間×三間の掘立柱南北棟建物で、A期に属する。この南側柱の抜取穴から木簡が出土した。



第178・184・186次調査遺構変遷略図

SE一六三は正殿とSB一四三の間に位置する円形の井戸で、下段が曲物を積み重ね、上段は縦板組みにしている。奈良時代末に廃絶した。木簡はこの埋土から出土した。

SE一八〇は調査区の東北辺で検出した井戸で、井戸枠がすべて抜き取られており、現状では南北一・九m、東西二・三m、深さ二mの土壙である。この埋土は層位をなしており、木屑の層からまとまって木簡が出土した。木簡の年紀より、養老元年ののち程なく埋められたのであろう。出土土器の年代もこれと矛盾しない。

SE二一一は正殿と重複して検出された井戸で、一辺五mの大きな掘形の中に、内法一三五cmの横板組み方形の井戸枠が一段も残存していた。木簡はこの埋土から、土器・瓦・斎串・銅銭（和同・万年・神功）などとともに出土した。土器はいずれも平安時代初期に属する。

第一八九次調査（6AFF区） 一九八六年三月～四月

店舗建設に伴う事前調査として実施した。平城京左京二条二坊十四坪の南端部にあたる。調査面積は約一四〇〇㎡。奈良時代の主な遺構は掘立柱建物三棟、掘立柱塀一二条、井戸一基などであり、それらは七期に区分できる。木簡は

井戸SE四〇から一点が出土した。

井戸SE四〇は調査区西端部で検出した縦板組みの円形の井戸で、埋土最下層の木炭層から地鎮具として使われた万年通宝とガラス玉が、その上層から「酒」と墨書された奈良時代末の土器が、さらにその上の木屑層から斎串（二点）・平安初期の土器などと共に木簡が出土した。したがって、この井戸は奈良時代末から平安時代初期のものと考えられる。

なお、同調査は奈良盆地で初めて旧石器を出土した遺跡として、注目される。

二、凡 例

(一) 釈文は出土遺構ごとに掲げ、同一遺構の中では、内容分類によって、文書、付札、その他の順に配列するのを原則とした。

(二) 釈文の漢字はおおむね現行常用字体に改めたが、

「實」「證」「龍」「廣」「盡」「應」等については正字体を使用し、異体字は「季」「躰」等についてのみ使用した。

(三) 釈文の最下段に出土地点を示す小地区名(アルファベット・数字)、その上段に現在の遺存の形態を示す型式番号を記した。型式番号は次の通りである。但し本研究所では型式番号は四桁の数字を用いるが、本概報では時代を示す千の位を省き、下三桁の数字で表わした。なお端とは、木簡を木目方向においた時の上下両端をいう。

6011型式 長方形の材のもの。

6015型式 長方形の材の側面に穴を穿ったもの。

6019型式 一端が方頭で、他端は折損・腐蝕などによって原形の失われたもの。原形は6011・6032・6051型式のいずれかと推定される。

6021型式 小型矩形のもの。

6022型式 小型矩形の材の一端を圭頭にしたもの。

6031型式 長方形の材の両端の左右に切り込みをいれたもの。方頭・圭頭など種々の作り方がある。

6032型式 長方形の材の一端の左右に切り込みをいれたもの。

6033型式 長方形の材の一端の左右に切り込みをいれ、他端を尖らせたもの。

6039型式 長方形の材の一端の左右に切り込みがあるが、他端は折損・腐蝕などによって原形の失われたもの。原形は6031・6032・6033型式のいずれかと推定される。

6051型式 長方形の材の一端を尖らせたもの。

6059型式 長方形の材の一端を尖らせているが、他端は折損・腐蝕などによって原形の失われたもの。原形は6033・6051型式のいずれかと推定される。

6061型式 用途の明瞭な木製品に墨書のあるもの。

6065型式 用途未詳の木製品に墨書のあるもの。

6081型式 折損・割截・腐蝕その他によって原形の判明しないもの。

6091型式 削屑。

(四) 釈文に加えた符号はつぎの通りである。

< > 抹消した文字の字画のあきらかな場合に限り原字の左傍に付した。

■ ■ ■ 抹消により判読困難なもの。

□ □ □ 欠損文字のうち字数の確認できるもの。

□ □ □ 欠損文字のうち字数が推定できるもの。

□ □ □ 欠損文字のうち字数が数えられないもの。

□ □ □ 記載内容からみて上または下に一字以上の文字

を推定したもの。

「 「 異筆、追筆。

「 「 合点。

・ 木簡の表裏に文字のある場合、その区別を示す。

カ 編者が加えた注で疑問の残るもの。

マ 文字に疑問はないが意味の通じ難いもの。

「 「 校訂に関する注のうち、本文に置き換わるべき

文字を含むもの。

() 右以外の校訂注および説明注。

(五) 釈文下のアラビア数字は、木簡の長さ・幅・厚さ

を示す(単位はミリメートル)。欠損・二次的整形の場合、

現存部分の法量を括弧つきで示した。但し軸木口に墨書の

あるものについては軸の長さや直径を記し、欠損している

ときは、現存部分の長弦を括弧つきで示した。なお長さ・

幅は木簡の字の方向による。

(六) 釈文の出土地点の下に付した※印は、口絵図版に

写真を掲げた木簡を示す。

正宮四人 内蔵一人 (156)・16・2 065 RQ07

尾張道万呂 □ □ (148)・10・4 019 RJ07

□之婢□ (60)・(12)・7 081 RM07

・石前真□万 □

婢申給人 (70)・(11)・6 081 RM07

・□ □ □ (150)・15・2 081 RK07

□子門 (96)・(12)・5 081 RQ07

□年二月料御贄字波加六斤 (120)・18・6 019 RN08

〔足力〕 〔太力〕

・播磨國神前郡陰山郷田□

・□部□□ 若麻續□□

・ □ □ (162)・(18)・4 081 RM08

・ □ □ (143)・(11)・(4) 081 RK08

〔蒜力〕

□部古牟佐小□□斤 (147)・24・4 059 R107

・□□國□□郡□間郷□□里□□□□

尾張□□ (165)・(11)・7 081 R107

・  (327)・(21)・4 039 RJ07

・□國麻呂三斗

第一八四次調査(6AFI区)

・□斗并六斗

(68)・15・4 059 RF08

井戸SE二一七

□□□ 卅一枝 奈□□

091 SE27

厨布直錢二貫

(123)・21・3 039 R007

南北棟建物SB一四三

名吉魚八隻

137・14・6 051 RM08

從八位下小長谷連□

091 SL39

八十八

(110)・22・4 032 RF08

第一八六次調査(6AFI区)

蛇行溝SDO二一

井戸SE一八〇

・尾張國海部郡嶋里

〔若〕〔漆力〕

・□連□□□

159・28・8 011 RJ21

・□翁帳内□大□土師粳万呂秦望万呂大伴廣万呂少野稻□□

〔嶋力〕

・□飯斗^夕老朝受則廣万呂養老元年十二月廿二日 大碓

351・23・4 011 TG26※

・侍少子 子老 宇甘 酒達 國嶋 久比 石見 石末呂 右
弟上 宮足 君末呂 廣國 多比 □□ 豐□
 ・十四口飯二斗八升 受石見 六廿月^レ七日
 207・21・5 011 TG26※

〔長 皇力〕
 ・□屋□宮儀一石春人夫
 羽咋直嶋
 182・21・5 051 TG26※

帳内一人二□ 091 TG26

〔屋力〕
 ・長□皇宮一石□□

少子□□ (71)・18・2 019 TG26

・羽咋直嶋□□ 160・18・6 033 TG26※

少子□ 091 TG26

羽咋直羊一石 (115)・23・3 059 TG26

飯二升受黒
 末呂六月十三 114・48・5 011 TG26

・犬六頭新飯六升瘡男
 ・六月一日麻呂 165・23・5 011 TG26※

・長屋皇□^{〔宮力〕}儀一石春人夫

・又犬四頭飯八升 受加佐乎 (穿孔)

・羽咋直嶋 175・25・6 051 TG26※

・□月廿七日 (175)・25・3 019 TG26

廿三日向四石

□□

178・(28)・6 011 TG26

西店一升六合五夕

88・13・2 011 TG26

輕五合 [夕力] □

(68)・12・1 019 TG26

□一俵

(84)・21・2 059 TG26

此取人者逃女成

140・19・3 011 TG26※

□
正月八日

此取人者御六世□

116・(18)・1 081 TG26※

□□
□

(142)・(39)・4 019 TG26

此取人者盗人妻成

116・17・3 081 TG26

明日御米六升

(72)・17・1 081 TG26

□人者□

合一斗四□

091 TG26

・身知保佐「□」

(82)・24・4 019 TG26

[主力]
□水□□□□

西店六合五夕

70・13・1 011 TG26※

□月 [七力]

(108)・(13)・4 081 TG26

・魚六口八口

・八月

(56)・20・3 065 TG26

・武蔵國□□郡宅□駅菱子一斗五升

・靈龜三年十月

178・21・5 032 TG26

西宮

091 TG26

伊豆國賀茂郡賀茂郷川合里伊福部別調荒堅魚十一斤十口

(298)・28・2 019 TG26

私部田目五戸

103・(12)・5 051 TG26

犬上郡田良郷

143・19・3 033 TG26

忌部麻呂

091 TG26

〔人力〕

鴨虫末呂□□

114・32・3 011 TG26

・犬上郡瓦原郷川背舎□

・乙米五斗

(117)・19・3 033 TG26

廣國 三濱大□□

174・(13)・2 081 TG26

〔犬〕
□上郡田何郷

□津嶋

091 TG26

□□如□六斗

173・20・4 051 TG26

〔郡力〕
・蒲生□薩□郷民使弓□

・一俵□ □ 146・18・3 033 TG26

・蒲生郡

・山口 (56)・21・4 039 TG26

□□□五十斤 合百廿斤 159・23・4 032 TG26
讚信郡七十斤

〔郷力〕
□□□五十□ 145・(7)・4 081 TG26

□□□ 〔149〕・26・3 039 TG26
□ 龜三年九月

白覆布四 102・19・3 032 TG26※

鹿千六 115・14・4 032 TG26

〔私力〕
□私私誂誂而而□□ (210)・30・3 019 TG26

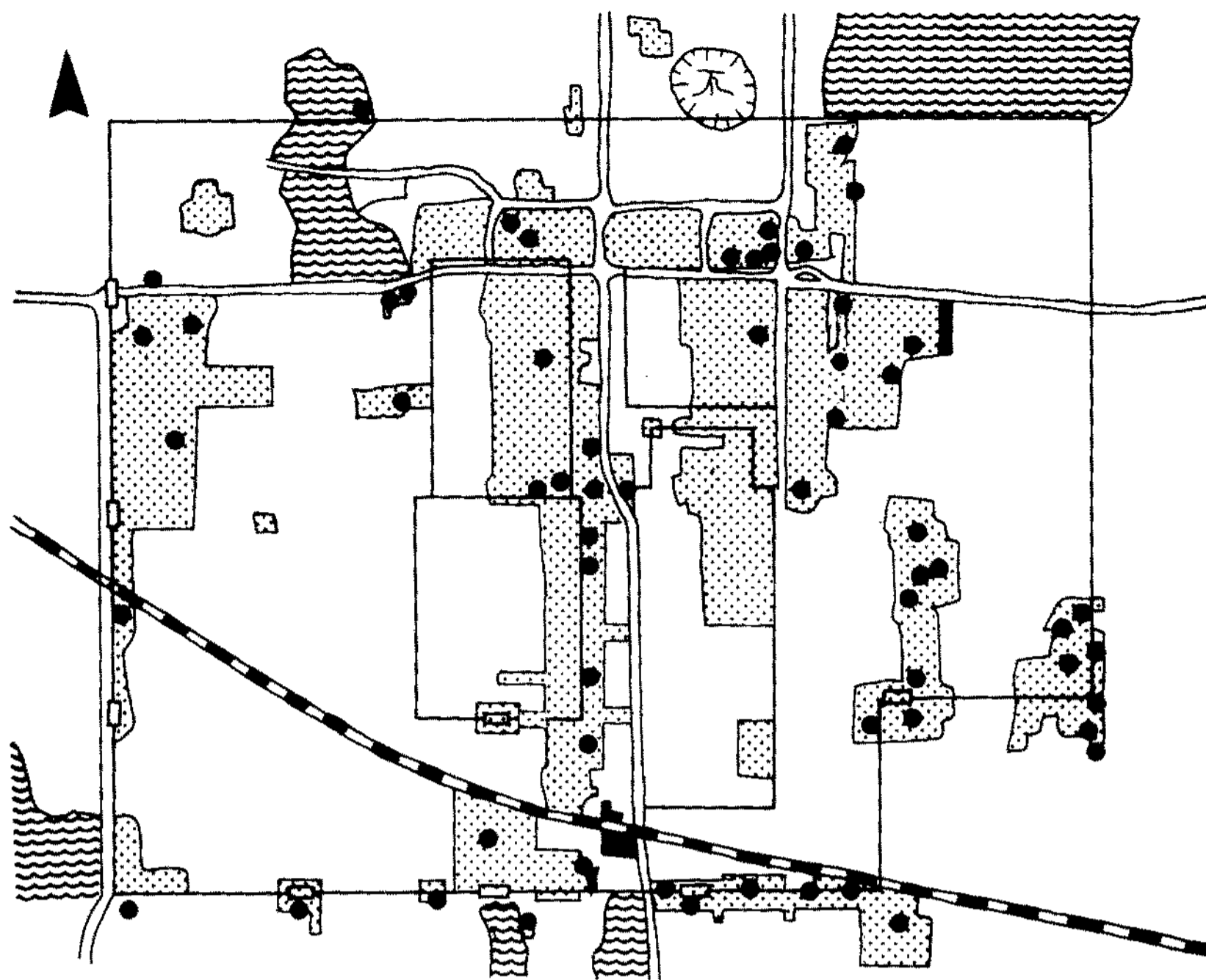
井戸SE二一一

〔純純力〕
□純純純□ □□ (226)・24・5 065 SJ54
□□□日小□麻□□□□□ (白白白白力)

第一八九次調査(6AFF区)

井戸SE四〇

海藻根 69・17・2 031 CR37



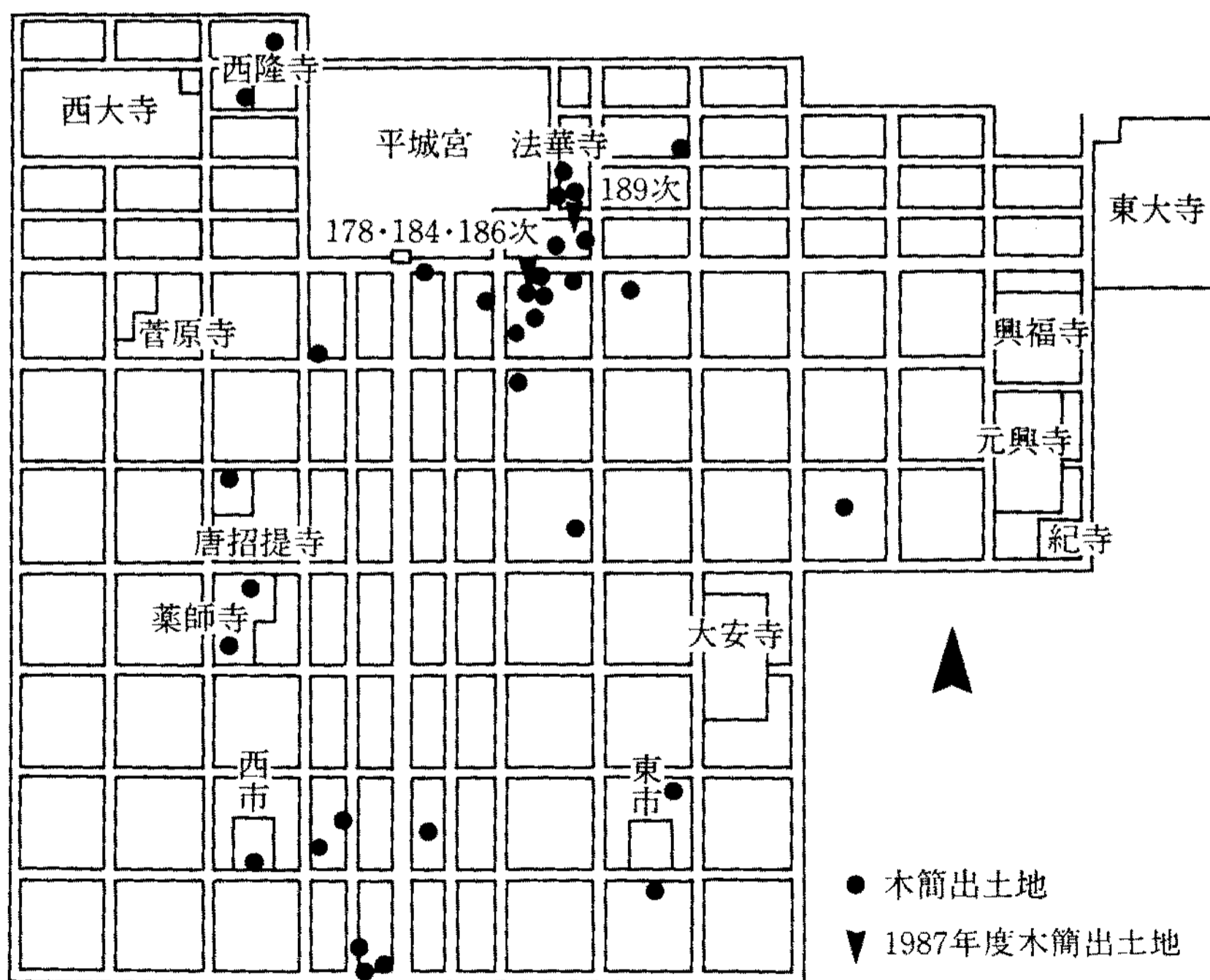
既発掘地

● 木簡出土地

1987年度発掘地

▼ 1987年度木簡出土地

平城宮木簡出土地点図



● 木簡出土地

▼ 1987年度木簡出土地

平城京木簡出土地点図